



令和5年度
高齢消費者・障がい消費者
見守りネットワーク連絡協議会

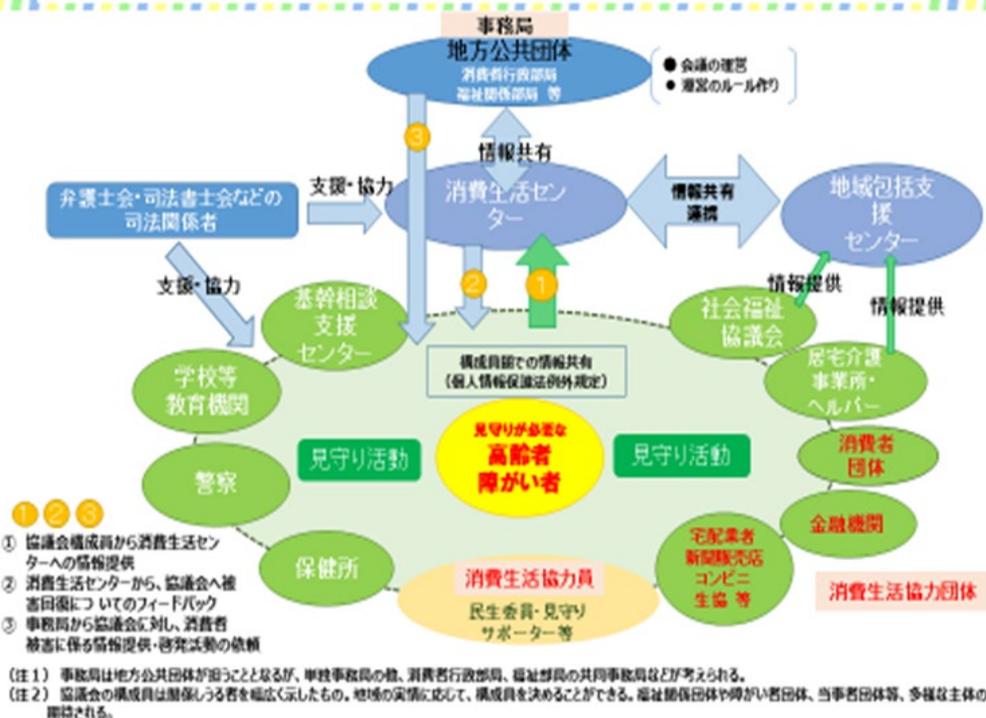
～令和5年度先進的モデル事業について～

令和5年10月
消費者庁地方協力課

消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）について

認知症高齢者や障がい者等の「配慮を要する消費者」を見守るためのネットワーク
 ⇒平成26年6月の消費者安全法(平成21年法律第50号)の改正により、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」を設置できることが規定されました。

消費者安全確保地域協議会のモデル例



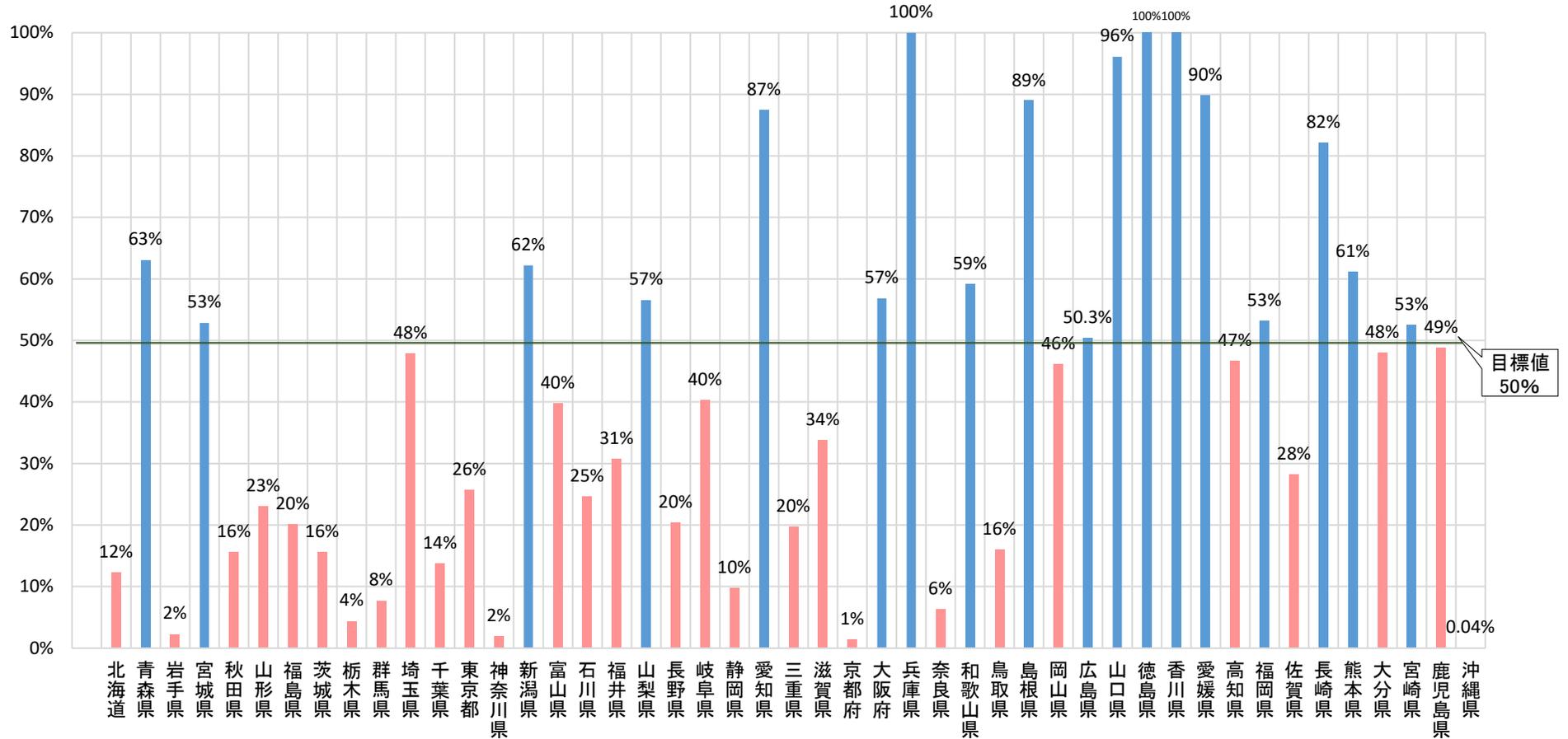
消費者被害の早期発見、未然防止

- 地域の関係者（行政、団体、事業者、ボランティア）の連携強化による、効果的な見守り
 (→「気づき」を消費生活センターにつなぐ)
- 地域における積極的な啓発活動、注意喚起
- 法定の「消費者安全確保地域協議会」とすることで、**個人情報の共有も可能**（本人の同意が取れない場合でも消費生活センターにつなぐことができる）

<政策目標 4> 高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実

【消費者安全確保地域協議会の設置】

4-1 設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上



18/47都道府県で達成済み

※赤色表示は未達都道府県

(2023年9月末現在)

消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)設置自治体一覧

都道府県名	設置自治体名
北海道	北海道、豊浦町、江別市、釧路市、登別市、北見市、石狩市、湧別町、洞爺湖町、乙部町、恵庭市、中札内村、浦河町、鷹栖町、紋別市
青森県	青森県、八戸市、板柳町、南部町、野辺地町、おいらせ町、五所川原市、三沢市、藤崎町、つがる市、田子町、鶴田町、十和田市、田舎館村、三戸町、外ヶ浜町、六戸町、深浦町、階上町、五戸町、東北町、西目屋村、平内町、新郷村、六ヶ所村、弘前市
岩手県	岩手県、矢巾町
宮城県	仙台市、大崎市
秋田県	北秋田市、大館市、能代市
山形県	山形県、山形市
福島県	福島県、西会津町、南相馬市、福島市、広野町、石川町、鏡石町
茨城県	笠間市、取手市、水戸市
栃木県	栃木県、那須町、下野市
群馬県	渋川市、館林市
埼玉県	行田市、日高市、吉川市、小鹿野町、志木市、上尾市、白岡市、加須市、桶川市、鴻巣市、ふじみ野市、小川町、東松山市、北本市、宮代町、坂戸市、鶴ヶ島市、戸田市、春日部市、所沢市、熊谷市、長瀬町、川島町、川越市、伊奈町、鳩山町、上里町、三芳町、和光市、横瀬町、富士見市、新座市、幸手市、三郷市、久喜市、滑川町
千葉県	船橋市、富里市、白井市、印西市
東京都	千代田区、多摩市、板橋区、新宿区、世田谷区、調布市、国分寺市、練馬区、西東京市、三鷹市
神奈川県	鎌倉市
新潟県	新潟県、佐渡市、魚沼市、弥彦村、村上市、柏崎市、新潟市、五泉市、妙高市、胎内市、刈羽村、南魚沼市、新発田市、見附市、聖籠町、小千谷市
富山県	富山県、富山市
石川県	能美市、加賀市、宝達志水町、能登町、小松市、穴水町、羽咋市
福井県	福井県、坂井市、越前市、敦賀市
山梨県	山梨県、甲府市、笛吹市、富士吉田市、富士河口湖町、山中湖村、鳴沢村、西桂町、忍野村、南アルプス市、市川三郷町、上野原市
長野県	長野市、諏訪市
岐阜県	岐阜市、大垣市、本巣市、各務原市、飛騨市、瑞浪市
静岡県	静岡県、富士市、東伊豆町、南伊豆町、御殿場市
愛知県	愛知県、豊橋市、田原市、江南市、豊川市、西尾市、一宮市、蒲郡市、瀬戸市、安城市、名古屋市、豊田市、高浜市、春日井市、豊明市、岩倉市、新城市、長久手市、東海市、半田市、刈谷市、扶桑町、犬山市、尾張旭市、幸田町、日進市、北名古屋市、岡崎市、知立市、みよし市、稲沢市、清須市、大府市
三重県	名張市、東員町、鈴鹿市、亀山市
滋賀県	野洲市、近江八幡市、大津市
京都府	京都府、大山崎町、宮津市
大阪府	八尾市、和泉市、交野市、岸和田市、豊中市、門真市、箕面市、大阪市、枚方市、貝塚市、富田林市、摂津市、池田市、泉佐野市

都道府県名	設置自治体名
兵庫県	兵庫県、洲本市、南あわじ市、淡路市、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、姫路市、福崎町、神河町、市川町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町、篠山市、丹波市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
奈良県	奈良県、大和郡山市
和歌山県	上富田町、和歌山市、すさみ町、橋本市、御坊市、美浜町、有田川町、由良町、串本町、みなべ町、白浜町
鳥取県	鳥取県、智頭町、倉吉市、湯梨浜町、伯耆町、日野町、三朝町
島根県	島根県、松江市、飯南町、浜田市、大田市、西ノ島町、雲南市、安来市、美郷町、江津市、出雲市、隠岐の島町、奥出雲町
岡山県	岡山市、浅口市、井原市、笠岡市、真庭市
広島県	広島市、呉市
山口県	下松市、周南市、柳井市、宇部市、萩市、岩国市、山口市、美祢市、下関市、防府市、長門市、光市、山陽小野田市
徳島県	徳島県、板野町、上板町、徳島市、北島町、松茂町、吉野川市、阿南市、鳴門市、阿波市、勝浦町、神山町、石井町、小松島市、佐那河内村、上勝町、三好市、東みよし町、美馬市、美波町、藍住町、牟岐町、那賀町、つるぎ町、海陽町
香川県	香川県、高松市、小豆島町、東かがわ市、宇多津町、善通寺市、土庄町、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、三豊市、三木町、直島町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛媛県	愛媛県、久万高原町、伊方町、八幡浜市、宇和島市、松山市、新居浜市、松野町、鬼北町、今治市、上島町、愛南町、西条市、伊予市、大洲市、四国中央市
高知県	高知市
福岡県	福岡県、苅田町、筑前町、川崎町、大任町、粕屋町、大牟田市、春日市、中間市、岡垣町、篠栗町、大刀洗町、香春町、久留米市、飯塚市、豊前市、宗像市、太宰府市、嘉麻市、志免町、須恵町、新宮町、添田町、糸島市、水巻町、北九州市、久山町、芦屋町、吉富町、うきは市、直方市、鞍手町、福津市、小竹町、築上町、行橋市、筑後市、みやこ町、遠賀町、上毛町
佐賀県	佐賀県、有田町、嬉野市、白石町、多久市、吉野ヶ里町、伊万里市、鳥栖市
長崎県	長崎県、東彼杵町、松浦市、雲仙市、南島原市、大村市、島原市、対馬市、平戸市、五島市、長崎市、壱岐市、波佐見町、佐世保市、佐々町、時津町
熊本県	熊本県、菊池市、天草市、玉名市、水俣市、八代市、熊本市
大分県	宇佐市、九重町、大分市
宮崎県	宮崎市、都城市
鹿児島県	鹿児島県、鹿屋市、瀬戸内町、湧水町、鹿児島市、奄美市、南大隅町、知名町、和泊町
沖縄県	沖縄県、粟国村

(参考) 都道府県、市区町村人口規模別の設置状況

	設置自治体数	総自治体数
全て	469	1788
うち都道府県	26	47
うち5万人以上	200	520
うち5万人未満	263	1221

(※) 地方公共団体から2023年9月末日までに消費者庁に対して設置報告のあった協議会(広域連携による設置を含む)。

都道府県、市区町村人口規模別の設置状況

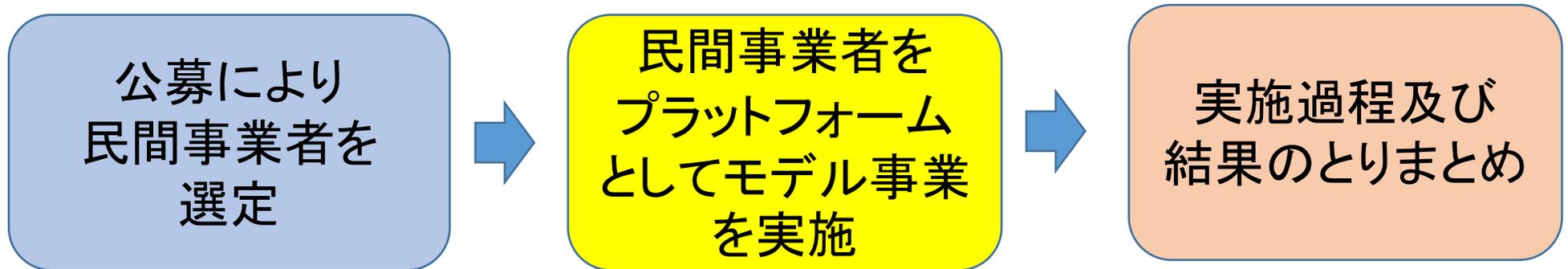
	設置自治体数	総自治体数
全て	469	1788
うち都道府県	26	47
うち5万人以上	200	520
うち5万人未満	263	1221

消費者安全確保地域協議会 年度別設置数の推移

年月	設置自治体数	対前年度増加数	前年比(%)
平成29年3月末	36	—	—
平成30年3月末	89	53	247
平成31年3月末	209	120	234
令和2年3月末	265	56	127
令和3年3月末	327	62	123
令和4年3月末	380	53	116
令和5年3月末	446	66	117
令和5年9月末	469	23	—

地方消費者行政に関する先進的モデル事業

消費者庁では、国が公募した民間事業者・団体等をプラットフォームとして、新たな行政手法を構築し、地方においてモデルとなる事業を創出することを目的とした「地方消費者行政に関する先進的モデル事業」を実施しています。



期待される効果

○地域の消費者施策における近年の重要課題の解決に向けて、広域連携や官民連携等を活用した行政手法を取りまとめます。

○地方においてモデル事業を実施し、その取組を他地域にも周知することで、全国的な対応力強化を図ります。

先進的モデル事業（令和3年度、4年度、5年度テーマ）

令和3年度

- 高齢者向けデジタル教材及び高齢者等への効果的な普及啓発手法の開発・実証
- 高齢者や孤独・孤立の状況にある方などへの、福祉部局や事業者との連携やデジタル技術を活用した効果的な見守り手法の開発・実証
- 地域の健康づくりを担う人材を活かした栄養成分表示の効果的な活用モデルの開発・実施
- 中小・零細企業を対象とした原料原産地表示を中心とした食品表示制度の効果的な普及手法の開発・実施
- 衣類に関わるエシカル消費の啓発プログラムの開発・試行
- 食品ロス削減にも資するフードバンクへの食品提供促進事業の実施

令和4年度

- 外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供の取組の推進
- 大規模イベント会場における食品ロス削減実証
- 高齢者、障害者等を見守るネットワークの構築及び地域活性化の実証
- 消費者志向経営の推進に関するモデル事業

令和5年度

- **消費者被害の未然防止・拡大防止に資する見守り活動の促進**
- **消費生活相談員担い手確保に向けた取組の実施**

※ 先進的モデル事業は令和2年度から実施。

ホームページ：https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/advancedmodel/index.html

令和5年度先進的モデル事業（見守り活動の促進）

事業1

見守りネットワークの 設置促進

【目的】

消費者安全確保地域協議会設置
市区町村の都道府県人口カバー
率を50%以上へ引き上げる。

【事業内容】

人口カバー率50%未満の都道
府県から5程度を選定し、各自
自治体（都道府県）の実情及び地
域特性を踏まえ、設置に向け、
各自自治体と緊密に連携し、個別
具体的な設置支援を行う。

【具体的な取組内容】

人口カバー率50%未満の都道
府県から、高知県・岡山県・京
都府・沖縄県などの13府県を
選定し、設置に関するヒアリン
グを行い、支援を検討中。

事業2

見守り活動の優良事例の 収集・公開

【目的】

消費者安全確保地域協議会に関
連する情報及び**全国の見守り活
動の優良事例を収集・公開**する。

【事業内容】

官民を問わず、各地の取組が関
覧できるように、官民連携や他事
業との連携等事例を取りまとめ
て、公表する。

【具体的な取組内容】

積極的な取組を行っている市区
町村に対して、見守りネット
ワークの取組内容をヒアリング
中。今後、公表に向けた取りま
とめを行い、公開する。

事業3

担い手養成のための 講座等の開催

【目的】

消費生活協力員・協力団体の委
嘱及び活動の拡大に向けた啓発

【事業内容】

消費者安全確保地域協議会設置
済み又は設置予定自治体におい
て、地域の見守り活動の担い手
となる「消費生活協力員・消費
生活協力団体」の委嘱を促進す
るための、講座や説明会等の実
施。

【具体的な取組内容】

消費生活協力員・協力団体養成
のための講座を実施中。
・8月23日 全国基礎講座
・11月2日 官民連携講座



令和5年度先進的モデル事業（見守り活動の促進）

事業1：設置促進に関する自治体ヒアリングを実施中

人口カバー率50%未満の都道府県から、**高知県・岡山県・京都府・沖縄県などの13府県**を選定し、設置に関するヒアリングを行い、支援を検討中。

○京都府→京都市が令和7年度の設置に向けて検討中

○沖縄県→粟国村が県内市町村で初めて設置。伊是名村や石垣市でも設置に向けて検討中

課題

- 設置に要する事務職員や関係者などの人的資源が確保できない・・・
- 福祉部門など庁内関係課等の協力が得られない・・・
- 既存のネットワークで対応が図れるので設置の必要性がない・・・
- 設置に向けた検討の手順が分からない・・・

事業1：リーフレットの作成→自治体への制度説明

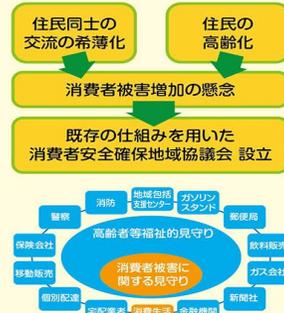
消費者安全確保地域協議会設置事例（鹿児島県 奄美市）

奄美市のある奄美大島では昔から集落内で助け合って生きていく「結の精神」が根付いている。しかし市街地区においては隣人同士での交流のない地域も増加し、自治会がない地区も出始めていた。さらに高齢化も進展していたため、市内では今後の消費者被害が懸念される状況にあった。

そこで市では、令和2年6月に既存の福祉部局中心の「見守りネットワーク」に消費生活センターも参加し、消費者安全確保地域協議会を設立した。

メンバーについては、16の事業者と4つの関係機関となっている（令和5年8月現在）。

各メンバーが日常の仕事の中で、トラブルの気づき・発見があった場合に、地域包括支援センターなどが消費生活センターへつなぎ、被害の未然防止や被害回復活動を行う仕組みとなっている。



【奄美市の消費者安全確保地域協議会の概念図】

消費者安全確保地域協議会設置についての詳しい情報はこちら

消費者庁ウェブサイト（見守りネットワーク）

消費者庁における見守りネットワーク普及の取組を紹介しています。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/network/

改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン

https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/consumer_safety_act_amendment/pdf/guideline1.pdf

消費者安全確保地域協議会設置の手引き

https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/consumer_safety_act_amendment/pdf/consumer_safety_act_amendment_190425_0001.pdf



消費者安全確保地域協議会に関する関係連絡先

消費者庁 地方協力課（地域協議会の制度に関するご質問など）

TEL：03-3507-9341 E-mail：i.chihoukyouryoku@caa.go.jp

※具体的な設置に向けてのご相談は各都道府県の消費者行政の担当部署でも受け付けております。お気軽にお問い合わせください。

※このリーフレットは、「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」等を参考に、地域協議会設置の手順などを簡潔にまとめたものです。制度の理解や説明用にご活用ください。

活用できていますか？ 消費者安全確保 地域協議会

見守り
ネットワーク



みんなで
取り組もう
消費者問題

高齢者・障がい者等の消費者被害は増加していますが、被害に遭っても気が付かずに、放置してしまう傾向があります。人と人との交流機会を増やし、消費者被害の未然防止や被害救済のために活用できる仕組みとして、**地域協議会を設置しましょう。**

地域協議会を設置すると・・・？

1. 多様な見守りの担い手との連携により、消費者被害の発生を速やかに消費生活センターへつなぐまでの方法などが**明確**になる。
2. 最新の悪質商法の発生状況や消費者被害情報などが構成員の間で**共有**できる。
3. 必要と認められる場合は、消費者本人の同意が得られない場合でも、被害の兆候を情報提供することができ、**早期解決**につながる。
4. どのような消費者でも安心した消費活動ができ、**安全・安心な地域づくり**につながる。…などのメリットがあります。



でも、どこから
手を付けていいのかわからないなあ。

大丈夫！順を追って進めましょう。
ポイントは…**周囲の見守り**
「気づいて、つなぐこと」



事業1：リーフレットの作成→自治体への制度説明

流れに沿って消費者安全確保地域協議会設置に取り組もう！

消費者安全確保地域協議会設置に向けた6ステップ

ステップ1 (学習)

制度の概要、意義、法的根拠などのチェック

「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」やガイドライン等で制度の概要、意義、法的根拠などをチェックする。

考え方のポイント

- 消費者行政の現場は「地域」
- 報告されている消費者被害は氷山の一角
- 判断能力の低下した脆弱な消費者はこれから増加する



ステップ2 (イメージ)

ネットワークイメージの構想

まずは地域協議会の担当部署を決める。

考え方のポイント

- 既存のネットワークがあれば活用を検討
- 既存のネットワークがない場合や活用が難しい場合は、消費者行政担当部署が主導して関係部署と調整

活用可能な既存ネットワーク例
消費者行政担当部署が作っているネットワーク
福祉部門の見守りネットワーク
防災部門のネットワーク
民生委員や見守りサポーターのネットワーク
成年後見制度の中核機関によって設置されるネットワーク

連携主体は、「顔の見える関係性」を保てる主体であることが大切です。

ステップ3 (調整)

関係部署・関係機関との調整

消費者被害の状況などを説明し、連携する庁内関係部署等と課題等の共有を図る。

考え方のポイント

- 消費者被害に関して、どの現場でどのような課題を抱えているかを洗い出す
- 消費生活相談員や民生委員、福祉事業者など、現場で活動する関係者の意見も聴取する
- 事務担当者レベルでの協議スケジュールや、必要な事務等について共有する

現場の課題をきちんと把握することで、地域協議会の役割が明確になります。



よくある悩み1 関係部署との連携

地域協議会の設置にあたり、関係部署から協力が得られるか心配

社会の高齢化、複雑化、多様化はどの部署でも共通の課題です。地域協議会の設置は、福祉部局における重層的支援体制整備事業との連携等、どの部署においても相互補完に寄与する取組です。積極的に関係部署に働きかけてください。

よくある悩み2 個人情報の取扱い

情報漏洩が怖くて、個人情報を取り扱うことに抵抗がある

- 個人情報は必ずしも取り扱う必要はありません。
- 取り扱う際には、必要最小限の情報にし、共有する範囲も最小限にする等の運用を行いましょう。(発展的な活用方法として…)
- 消費者庁や警察等から提供された個人情報をベースに見守りリストを作成し、配ることも可能です！

まずは、もしもに備えて個人情報を共有できる「仕組み」を作っておくことが大切です！

よくある悩み3 事務的な負担

地域協議会を設置することによって過度な事務的な負担がからないか心配

一定の事務は生じる可能性がありますが、既存のネットワークを活用することで効率的な運営が可能です！

- 既存のネットワークの会議に上乘せて会議を行うことができます。
- 設置にあたっては、既存の会議の場で地域協議会設置の了承を得て議事録に残せば、必ずしも新規で要綱を作成する必要はありません。

ステップ6 (報告)

地域協議会設置を都道府県を通じて消費者庁(地方協力課)に報告

運営開始後のポイント

- 見守りの仕組みが正しく機能しているかなどを定期的にチェック
 - 必要に応じて会議が開催できる
 - 消費者トラブルの最新情報を共有できる
 - 研修や学習会などの機会がある
 - 要綱等で具体的なルールが決まっている
- メーリングリストなどを活用して、継続的に各種情報や課題を共有する



ステップ5 (合意)

関係者全員の合意形成

考え方のポイント

- 地域協議会の活動内容と役割分担
- 組織体系や運営方法等の基本事項を要綱やマニュアル等で明文化

活動内容の例

- 必要に応じた会議の実施
- 構成員向けの「見守り講座」の開催
- (独)国民生活センターから情報提供される「見守り新鮮情報」の回覧

地域の文化や習慣などに合わせた活動を行うことが重要です！

ステップ4 (協議)

具体的な仕組みの検討

手順3で洗い出した課題等を解決するために、具体的な仕組みや体系的な計画等を検討する。

考え方のポイント

- 消費者被害を予見・発見したときに、誰が、どこに、どのようにつなぐのか
- 福祉サービス等を提供する関係部署等との連携
- 個人情報を取り扱う場合のルール検討

【地域協議会設置イメージ図】



地域の実情に応じて構成員を検討しましょう。まずは、最小限の構成員でスタートすると、最初の一步が踏み出しやすいです。

事業2：優良事例・先進的取組の収集・公開



●●県 ●●市 行政



個人情報共有を伴う 悪質業者の顧客リストを活用した見守り事例

【●●市 基礎データ】

●●市 関連 データ		見守りネットワーク関連 データ	
人口	50,795人 (令和5年9月現在)	設置年	平成●●年(2000年)
高齢化率	約●●%(令和5年時点)	設置形態	単独設置
消費者行政担当課	〇〇局●●部●●課	構成団体数	—団体

取組のポイント！

- 消費者庁・警察から提供された悪質業者のターゲット・リスト情報を活用した見守り活動を実施
- 専用PCの導入や共有内容の制限による個人情報の流出リスクを軽減
- 日頃から民生委員と連携する事で、事業発生時に迅速な対応を実施

こんな地域におススメ！

- 個人情報を活用した消費者行政の充実を希望している。
- 地域の事例発生後、即座の事例共有による見守り活動を実現したい。
- 協力員、協力団体や関係者の連携を活性化させたい。

注目すべきポイント 個人情報を伴う見守りリストを活用した見守り活動



【見守りリストを活用した連携体制】

〇〇市では、悪質業者から押取したターゲット・リストを元に独自の「見守りリスト」を作成し、消費者被害に遭いやすい方に対して、能動的な見守り活動を行う仕組みを構築している。

本事例のような悪質業者から押取したリストを活用する手法は法的には可能であるものの、実際に実施している自治体は同市以外はほとんどなく、同市の施策から学ぶべき点は多いと考えられる。

「見守りリスト」活用のポイントとしては、

- 対象者の個人情報等を考慮した活用範囲の限定
- 紙媒体への印刷などを禁止した共有方法
- ※ 匿名共有のみ

などが挙げられ、実際の成果にも結びついている。



〇〇県 〇〇市 官民連携



多様な民間事業者を巻き込んだ協力体制づくり

〇〇市関連 データ		見守りネットワーク関連 データ	
人口	……人(令和●●年時点)	設置年	令和〇年(2000年)
高齢化率	〇〇%(令和〇年時点)	設置形態	単独設置
消費者行政担当課	消費生活センター	構成団体数	—団体

取組のポイント！

- 多様な民間事業者との協力体制を構築
- 協力員への実施してほしい事項を正確に伝達
- 各事業者が負担に応じた見守り活動を展開

こんな地域におススメ！

- 協力員・協力団体数を増やしたい。
- 様々な民間事業者を取り入れた見守りの仕組みを検討したい。
- 協力団体に対する効果的な情報発信方法を知りたい。

注目すべきポイント 「おだやかな見守り」を実現するための体制づくり



【民間事業者用 訪問時のチェックリスト】

〇〇市では、既存の見守りの仕組みである佐渡市見守り事業関係団体連絡会議に協議会を兼ねる形で消費者安全確保地域協議会を設置している。

特徴的なポイントは、協力事業者の見守り活動になるべく負担をかけないよう、「おだやかな見守り」をテーマとして設定している点である。

また「見守り」を継続的に実施するために、独自の協力団体へハンドブックを作成・配布し、またチェックリストの作成等で実施してほしい見守り活動を正確に伝達するよう心がけている。

この結果、地域全体で金融機関や宅建事業者など約〇〇団体が協力事業者として見守り活動に参加している。

事業3：担い手養成のための講座等の開催

8月23日 全国基礎講座

令和5年度 消費生活協力員・協力団体養成講座
全国基礎講座 開催のご案内

2023年7月吉日
消費者庁

弁護士 東京経済大学 現代法学部 教授 村千鶴子 氏
総務省認定 地域再生マネージャー 朽尾圭亮 氏

議会(以下見守りネットワーク)の取り組みを推進しており、見守り活動の担い手として、各自治体にて消費生活協力員・協力団体の委嘱を実施いただいています。この度は、「見守りネットワーク」活動のさらなる充実を図るべく、消費者問題について高い知見を持っていらっしゃる村千鶴子先生をお招きし、講座を開催する運びとなりました。

つきましては、各自治体のご担当者、及び見守りネットワーク構成員、構成団体の皆様にはぜひご参加をお願い申し上げます。

また、今回は構成員・構成団体ではない方々も、今後、見守り活動にご協力いただける可能性があれば、ご参加をお誘いくださいませ。皆様のご参加をお待ちしております。

<開催概要>

【令和5年度 消費生活協力員・団体養成講座 全国基礎講座】

主催：消費者庁 地方消費者行政に関する先進的モデル事業

事務局：株式会社船井総合研究所

1. 開催日時：令和5年8月23日(水) 14:00~16:00

結果：オンライン参加 254名
現地リアル参加 9名

12月以降も講座等を開催予定

11月2日 官民連携講座

令和5年度 消費生活協力員・協力団体養成講座
官民連携講座 開催のご案内

2023年9月吉日
消費者庁

申込受付中

拝啓 新秋の候、貴地域におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は消費者庁の取組に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

・リアル会場・・・AP日本橋 (ROOM A)
〒103-0027 東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント 6F
(リアル会場は先着100名様限定となります。)

・ライブ配信 (ZOOM 使用予定)
※申込フォームにてご希望をお選びください。

3. 費用：無料

4. 講座内容：本講座では、昨年度に当庁で取り組んだ買い物支援を通じた見守り活動の実証事業に関連し、移動スーパー「とくし丸」と新宿区の連携事例をご紹介します。実際に事業を進められたとくし丸と新宿区のご担当者をお招きして連携に至る背景、連携後の活動内容、そして今後連携を進めていくためのポイント等についてご講演いただきます。

新宿区 文化観光産業部 消費生活就労支援課課長 大山真帆子 様
株式会社 とくし丸 取締役 佐藤禎之 様

5. 参加対象者：各自治体の消費生活ご担当者様
消費生活協力員・協力団体として活動されている方
見守りに取り組んでいる・関心を持っている民間事業者 (小売・流通事業者など)

令和5年度先進的モデル事業（消費生活相談員担い手確保）

本事業では、全国各地の消費生活センター等で相談業務等を担う人材の確保を目的として、「消費生活相談員養成講座」「消費生活相談員資格試験対策講座」を実施しております。

消費生活相談員養成講座

e-ラーニングを通じて相談員に必要な知識を習得できることに加え、オンライン講座・対面講座を通じて発展的な知識や実践力を習得することができます。本講座を受講することで、「消費生活相談員」の国家資格試験対策とあわせて、「消費生活コンサルタント」（一般財団法人日本消費者協会認定）の資格取得にチャレンジできます。

プログラムA（e-ラーニング講座（講義時間35時間程度／24コマ）相談員に必要な知識を習得）

プログラムB（オンライン講座・対面講座を通じて、発展的な知識を習得）

プログラムC（オンライン講座（ロールプレイング等）を通じて、実践力を育成）

消費生活相談員資格試験対策講座

e-ラーニングを通じて、消費者安全法に基づく消費生活相談員資格試験の対策ができます。消費生活アドバイザー試験（一般財団法人日本産業協会）、消費生活専門相談員試験（独立行政法人国民生活センター）のいずれかに合格すると、「消費生活相談員」の国家資格が付与されます。※本講座は両試験の対策講座です。

消費生活相談員 養成講座

「消費生活コンサルタント」
「消費生活相談員」
資格取得に
チャレンジ！



人に寄り添い、暮らしを守る。消費生活相談員を目指してみませんか。
消費生活相談員は全国の自治体に設置されている消費生活センター等で、消費者トラブルの解決や被害防止の業務に従事しています。本講座では、消費生活相談に必要な基礎知識と実務を学びます。「消費生活相談員」の資格試験対策と合わせて、「消費生活コンサルタント」の資格取得にチャレンジもできます。

消費生活相談員のお仕事とは？
動画はこちら！



消費生活相談員 資格試験対策講座

国家資格！



消費生活相談員のお仕事とは？
動画はこちら！



人に寄り添い、暮らしを守る。消費生活相談員を目指してみませんか。
消費生活相談員は全国の自治体に設置されている消費生活センター等で、消費者トラブルの解決や被害防止の業務に従事しています。
消費者庁HPに、消費生活相談員について紹介した動画がございますのでご覧ください。

申込期間 令和5年6月1日（木）12時～6月20日（火）

講座形式 プログラムABC のすべての講座を受講いただけます。（詳細裏面）

●**プログラムA**：eラーニング講座を通じて、相談員に必要な知識を習得。

・PC、スマホ、タブレットから受講できます。・オンデマンド配信

●**プログラムB**：オンライン講座・対面講座を通じて、発展的な知識を習得。

・対面講座は、最寄りのいずれかの開催地に向向って参加いただけます。

9/30開催：埼玉県・広島県 10/1開催：石川県・滋賀県・島根県

10/7開催：秋田県・千葉県・沖縄県 10/8開催：北海道・群馬県

●**プログラムC**：オンライン講座を通じて、実践力を育成。

※オンライン講座は、PCからの受講を推奨（推奨環境は裏面に記載）

受講料 無料 **定員** 400名

※通信料、対面講座会場への交通費、テキスト印刷費、参考図書代（2,750円）は自己負担

対象者 現在消費生活相談員として勤務していない方で、
上記の対面講座開催地及びその近隣県にお住まいの方

申込方法 下記URLまたは二次元コードからお申込みください。



<https://2023soudanin.movabletype.io/abc.html>



※申込受付後、受講可否を別途ご連絡します。
※本講座は消費生活相談員試験の合格や消費生活センター等への就職を約束するものではありません。
※本講座は国の事業であり、受講者には本講座及び消費生活相談員試験の受験状況等に関するアンケートにご協力いただけます。
※本講座の受講生は、所定の要件（出席数やレポート・試験）を満たすと「消費生活コンサルタント」（一般財団法人日本消費者協会認定（通常、有料の講座で取得））資格が付与されます。
※消費生活アドバイザー試験、消費生活専門相談員試験のいずれかに合格すると、「消費生活相談員」の国家資格が付与されます（受験料は自己負担です）。
※消費生活相談員資格試験対策講座（プログラムA相当）は、6月22日より申込開始予定です（先着順）。

この事業は、消費者庁より委託を受けた株式会社NTTデータ経営研究所が実施します。
講座の企画は、一般財団法人日本消費者協会が行います。

詳細は裏面へ

申込開始 令和5年6月22日（木）12:00～
（定員に達した時点で受付終了）

受講期間 令和5年7月3日（月）～12月17日（日）

受講方法 eラーニング
・PC、スマホ、タブレットから受講できます
・オンデマンド配信（合計約35時間）

受講料 無料 ※通信料、テキスト印刷費、試験受験料は自己負担

定員 1,200名（先着順）

対象者 新たに消費生活相談員資格の取得を目指される方は
どなたでも受講できます。
（既に消費生活相談員資格（国家資格）をお持ちの方はご遠慮ください。）

申込方法 下記URLまたは右の二次元コードからお申込みください。



<https://2023soudanin.movabletype.io/a.html>



※お申込者には、申込完了の自動返信メールが届きます。（受講決定通知はメールで別途お送りします。）
※本講座は消費生活相談員試験の合格や消費生活センター等への就職を約束するものではありません。
※本講座は国の事業であり、受講者には本講座及び消費生活相談員試験の受験状況等に関するアンケートにご協力いただけます。
※Google Chrome、Firefox、Safari、Microsoft Edgeが使用できるPCデバイス等で受講可能です。

この事業は、消費者庁より委託を受けた株式会社NTTデータ経営研究所が実施します。
講座の企画は、一般財団法人日本消費者協会が行います。

詳細は裏面へ



続きますして
「先進的取組事例紹介」
徳島県板野町 消費生活相談所
所長 鷹取 恵美子 様

